

令和6年能登半島地震における「住宅の応急修理」について

制度の概要

令和6年能登半島地震により「準半壊」以上の被害を受けた住宅について、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、修理費用の一部を長岡市が直接業者に支払います。

対象世帯

罹災証明書における住宅の被害が「準半壊」以上の世帯（一部損壊の場合は対象外）

応急修理の範囲

- ・屋根、柱、外壁、基礎、梁の修理
- ・上下水道、ガス、給排気設備、電気・電話・テレビ線等の配管の修理
- ・居間、寝室、台所、トイレ、浴室等の壁や床、建具の修理

（対象外となる修理の例）

- ・空き家、車庫、倉庫などの非住家の修理
- ・客間、物置（押入）、靴箱、仏間、床の間などの修理
- ・建具や設備の仕様をグレードアップさせる修理
- ・壁紙や仕上げ材のみの修理（下地も破損しており、一体で修理する場合は対象となります）
- ・障子や襖、網戸の張替え（骨組みの破損や反り返っている場合は対象となります）
- ・エアコンなどの家電製品の修理（屋外給湯器は対象となります）

限度額

区分	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊
限度額	170.6万円	120.6万円	120.6万円	64.3万円

※限度額を超えた部分の修理費用は自己負担になります。

申込期限

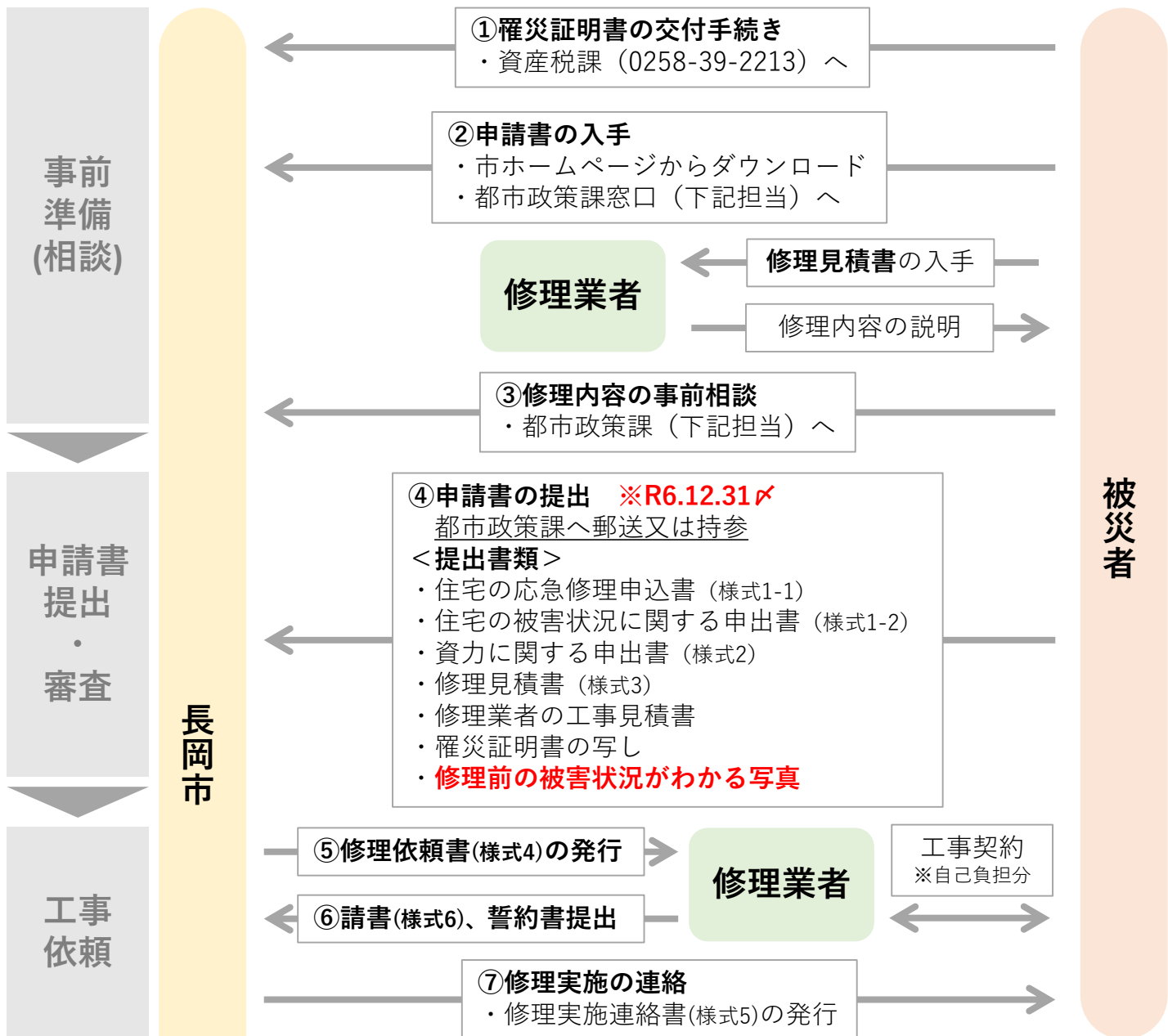
令和6年12月31日（火曜日）

※期限に間に合わない場合は御相談ください

※注意事項※

- ・すでに修理が終了し、修理費用の支払いを終えている場合は対象となりません。
- ・被害状況がわかる写真や修理中、修理後の写真が必要となります。写真を撮り忘れた場合は支援が受けられなくなりますのでご注意ください。スマートフォンなどの画像でも可能です。

住宅の応急修理の手続き及び流れ



修理業者による工事の実施

